

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（個）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成26年2月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町における「もめごと」（以下「本件もめごと」という。）について、審査請求人が自分の携帯電話で110番通報し、現場で警察官に対応してもらった件に関して次の内容が分かる情報の開示の請求をした。

- (1) 本件もめごとの相手方（10代の男二人、原動機付自転車（以下「原付」という。）2台に乗車）の一人が乗車していた原付について、ナンバー等を申告しているの、持ち主等の照会をしたという記録が分かるもの全て
- (2) 前記（1）の照会の内容と回答の全て
- (3) 対応した警察官がノートに取っていたメモの記載内容そのもの又は記載内容が分かるもの全て
- (4) 現場に来た警察官のうちクラウンのパトカーで来た二人は、私の乗っていた車の車内を外から覗き見したり外観を確認したりしていた。その確認等の内容、結果等が分かるもの全て
- (5) 本件もめごとの相手方（10代の男二人）の住所、氏名の分かるもの全て
- (6) 現場臨場に当たり、警察官が受けていた指示、注意事項等が分かるもの全て
- (7) この件に関して作成又は取得された全ての書面及び物件（捜査報告書、供述調書等も含む。）（「平成23年〇月〇日付け警察署通信室処理票（〇〇署、「扱者：〇〇）」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査（状況）報告書」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」及び「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」は除く。）（前記除くとしている各報告書等に関連する物、同様の物は全て含む。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、前記1の開示の請求のうち、「この件に関して作成又は取得された全ての書面及び物件（平成23年〇月〇日付け警察署通信室処理票（〇〇署、「扱者：〇〇）」は除く。）（前記除くとしている各報告書等に関連する物、同様の物は、全て含む。）」（以下「本件請求」という。）に係る保有個人情報が記録された文書については、保存年限満了により廃棄し、作成又は取得の事実を確認できないため、自己情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年4月16日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、前記1の（7）に係る保有個人情報が記録された文書の

うち、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく訴訟に関する書類については条例適用外とし、前記 1 の（1）、（2）及び（5）に係る保有個人情報については、自己情報存否応答拒否決定を行い、前記 1 の（3）、（4）及び（6）に係る保有個人情報が記録された文書については自己情報不存在決定を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年4月30日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、本件処分とは別に、平成 26 年 4 月 17 日付けで「個人情報保護条例適用外通知」を受けているところ、同通知と本件処分の請求内容は同様であり、同通知は文書の存在すること自体は明らかにされているところ、本件処分に係る文書も存在すると考えられる。

(2) 諮問実施機関は、対象文書は「平成 23 年〇月〇日付け警察署通信室処理票」並びに〇〇警察署機動警ら係（〇〇）及び〇〇交番の「平成 23 年〇月〇日付け勤務日誌」になるとしている。

まず、対象となる文書がこれら 3 点のみであることについて疑問がある。1 点目は、〇〇警察署の当直日誌があると考えられる。2 点目は、現場臨場のパトカーは 2 台あり、それぞれに警ら日誌があると考えられ、そのうち 1 台は、「〇〇警察署機動警ら係（〇〇）の勤務日誌」と思われるが、もう 1 台のパトカーのものがあると思われる。〇〇交番の勤務日誌は、交番に備付けのものと考えられるから、これとは別にパトカー備付けのものがあると考えられる。

以上のことから、対象文書の特定もれがあることは明らかである。

(3) 不存在とした理由について廃棄したとしているが、本件 110 番通報に関しては、〇〇〇〇を被告とする刑事事件で争点になっていることであり、保存期間を延長すべきものである。現に本件請求において対象から除くとしている文書は保存期限後も保管されている。さらに、刑事裁判で検甲号証として請求されている。

(4) また、理由説明書で「本件開示請求に係る訴訟に関する書類は、個人情報保護条例適用外通知を行った。」と記載していることから、本件 110 番通報について訴訟に関することがあることは明らかである。

(5) 次に「保存年限満了により廃棄し、作成又は取得の事実を確認できない」という記載については、仮に「廃棄文書一覧」等から保有個人情報の有無を確認できないとしても、前記のとおり「訴訟に関する文書」は存在するわけ

だから、110 番の事実が確認できるものである。

したがって、明らかに虚偽の説明、不合理な説明がされており、これは不都合なものを隠そうとしているものである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求に係る文書

本件請求に係る保有個人情報としては、「平成 23 年〇月〇日付け警察署通信室処理票（指令番号〇）」（前記第 2 の 1 の（7）の同日付け警察署通信室処理票と同じもの。以下「本件通信室処理票」という。）並びに現場臨場者が所属する〇〇警察署機動警ら係（〇〇）及び〇〇交番の「平成 23 年〇月〇日付け勤務日誌」（以下、〇〇警察署機動警ら係（〇〇）の「平成 23 年〇月〇日付け勤務日誌」を「本件勤務日誌 1」といい、〇〇交番の「平成 23 年〇月〇日付け勤務日誌」を「本件勤務日誌 2」といい、本件勤務日誌 1 及び本件勤務日誌 2 を総称して「本件勤務日誌」という。）が対象となる。

一方、本件請求に係る訴訟に関する書類については、条例第 38 条第 1 項第 2 号により、条例第 2 章（第 1 節を除く。）の規定は適用されないため、実施機関は、審査請求人に対し、平成 26 年 4 月 17 日付け〇〇第〇号で個人情報保護条例適用外通知を行った。

2 勤務日誌

勤務日誌は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成 5 年本部訓令第 13 号。以下「運営訓令」という。）に基づき、地域警察官が、毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものであり、保存期間は同訓令第 49 条で勤務箇所を問わず、一律に「1 年」と定められている。

3 自己情報不存在決定とした理由

本件通信室処理票については、審査請求人が開示請求書に本件通信室処理票は除くと記載しているため、対象文書から除外した。

次に、本件勤務日誌を含む、平成 23 年の勤務日誌は、廃棄する際に作成した「廃棄文書一覧」等から、平成 25 年 2 月 27 日に廃棄していることを確認した。

したがって、実施機関は、審査請求人の保有個人情報を保有しておらず、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、自己情報不存在決定をしたものである。

なお、平成 23 年の勤務日誌は廃棄済みであり、平成 23 年〇月〇日付け勤務日誌の中に、審査請求人に関する保有個人情報の有無を確認できないため、決定書の「保有個人情報を保有していない理由」欄は、「3 その他（保存年限満了により廃棄し、作成又は取得の事実を確認できないため）」と記載したものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件もめごとについて審査請求人が自らの携帯電話で 110 番通

報し、現場で警察官に対応してもらった件に関して作成又は取得された全ての書面及び物件の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録された文書（以下「本件請求文書」という。）については、本件通信室処理票及び本件勤務日誌（以下これらを総称して「本件対象文書」という。）が対象となるとしたが、本件通信室処理票は審査請求人が開示請求において対象から除くとしており、本件勤務日誌は保存期間満了につき廃棄済みであったため、自己情報不存在決定をしたものである。

審査請求人は、本件対象文書のほかにも、〇〇警察署の当直日誌及びパトカー備付けの勤務日誌があるはずであり、また、本件勤務日誌は保存期間を延長すべきものであり保存しているはずであるから、不存在決定を取り消し開示すべきである旨主張していることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件勤務日誌の不存在の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 〇〇警察署の当直日誌について

ア 当審査会において、諮問実施機関に対して、〇〇警察署における当直日誌等の作成の有無を確認したところ、広島県警察署処務規程（昭和30年本部訓令第18号）に基づき、当直主任者は、当直中に取り扱った事項を「警察日誌」に記載することになっており、〇〇警察署においても警察日誌を作成しているということであった。

イ 当審査会において、〇〇警察署の平成23年〇月〇日付けの警察日誌（以下「本件警察日誌」という。）を見分したところ、当該当直中に取り扱った事項の件数等が記載されているものの、審査請求人の氏名等の情報は記載されておらず、本件警察日誌には審査請求人を識別できる情報はなかった。

ウ しかしながら、条例第2条第2項では、「この条例において『個人情報』とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定されていることから、本件警察日誌の取扱事項の件数等の情報について、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるかどうか諮問実施機関に確認したところ、照合し得る情報として、〇〇警察署の平成23年〇月〇日付け警察署通信室処理票及び勤務日誌があるが、本件通信室処理票を除くいずれの文書も既に廃棄しており、審査請求人の事案を識別することはできないということであった。

また、諮問実施機関によれば、本件もめごとは、審査請求人が110番通報をした時には、本件もめごとの相手方は立ち去っており、警察官がもめごとの仲裁に入り両当事者から事情聴取をするような通常警察がもめごととして取り扱う事案ではなかったため、本件警察日誌の取扱事項を記載するに当たり、もめごとの件数として計上したのか、警ら要望の件数として計上したのか確認できず、さらに、本件もめごとが通報者である審査請求人の話のみであり事実関係が確認できていないことから、そもそも取扱事案として計上したのか否かの確認もできないということであった。

エ 確かに、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年本部訓令第

11号。以下「通信指令訓令」という。)に基づき、警察署が通報を受けた際に、事案の認知から処理結果までを記録する警察署通信室処理票の情報や地域警察官が毎日の取扱事項等を記載する勤務日誌の情報と、本件警察日誌の取扱事項の内容を照合すれば、審査請求人を識別できる可能性はある。

オ しかしながら、警察署通信室処理票の保存期間は、通信指令訓令第23条第2項により、「1年」と定められ、また、広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令(平成14年本部訓令第4号)第55条の規定により、保存期間が1年以上の文書等の保存期間は、当該文書等を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の初日から起算するものとされている。

このため、平成23年中に作成された警察署通信室処理票は、平成24年1月1日から起算して1年間保管され、平成24年12月31日をもって保存期間が満了したものと認められる。

また、当審査会において、〇〇警察署が平成25年7月に文書を廃棄した際の起案文書及び廃棄文書一覧を見分したところ、本件請求とは別の開示請求の対象となった本件通信室処理票及び平成23年特定日付け警察署通信室処理票(特定指令番号)を除き、平成23年中に作成された警察署通信室処理票が廃棄文書一覧の中に含まれていることが認められたため、本件通信室処理票以外の〇〇警察署の平成23年〇月〇日付け警察署通信室処理票は廃棄したとの諮問実施機関の説明は、不自然ではない。

さらに、後記3のとおり、〇〇警察署の平成23年〇月〇日付け勤務日誌は、本件請求時点では、保存期間満了につき廃棄し、存在しなかったと認められる。

以上のことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報記録された文書として、本件警察日誌を特定しなかったことは妥当である。

(2) パトカー備付けの勤務日誌について

警察署の勤務日誌は、運営訓令に基づき、地域警察官が勤務箇所に応じた所定の様式に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものであり、様式としては交番等用及び警ら用無線自動車用がある。

審査請求人は、現場臨場のパトカーは2台あり、それぞれに勤務日誌があると考えられ、本件勤務日誌1は、そのうちの1台のものと思われるが、本件勤務日誌2は、交番備付けのものと考えられるため、これとは別にもう1台のパトカーのものがあるはずである旨主張する。

諮問実施機関に確認したところ、警ら用無線自動車の勤務日誌は、自動車ごとに作成するものであるが、交番等用の勤務日誌は、地域警察官ごとに作成するものであり、交番等に勤務している警察官がパトカーに乗って現場臨場を行った際は、当該警察官の勤務日誌にその旨記載するため、パトカー備付けの勤務日誌が別にあるわけではないということであった。

確かに、運営訓令第48条には、「交番等及び警備派出所にあつては、地域警察官ごとに勤務日誌を作成するものとする。」と定められている。

したがって、現場臨場のパトカー2台のうち、1台は〇〇警察署の機動警ら係の警察官が乗車していたもので、作成する勤務日誌は本件勤務日誌1であり、もう1台は〇〇交番の警察官が乗車していたもので、作成する勤務日誌は本件勤務日誌2であつて、別にパトカー備付けの勤務日誌はないという

諮問実施機関の説明は不自然ではない。
(3) 以上により、実施機関が、本件通信室処理票及び本件勤務日誌を本件請求文書として特定したことは妥当である。

3 本件勤務日誌の不存在の妥当性について

警察署の勤務日誌は、前記2の(2)のとおり、運営訓令第48条に基づき、地域警察官が作成するものであり、保存期間は、同訓令第49条及び同訓令別表3により、勤務箇所を問わず、一律に「1年」と定められており、本件勤務日誌は、本件請求時点では既に保存期間が満了しているものである。

そして、審査請求人の別の審査請求事案における当審査会の答申(諮問25(情)第16号)において、本件勤務日誌を含む平成23年の特定日の勤務日誌について、実施機関が不存在を理由に不開示とした決定は妥当であると判断しているが、本件請求を受けて、再度、本件勤務日誌の存否について検討したところ、現時点において同答申の判断を覆すような事情の変化は認められない。

したがって、実施機関が、本件勤務日誌について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 9. 4	・ 諮問を受けた。
26. 9. 10	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 10. 23	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 10. 30	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 12. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 12. 10	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 2. 20 (平成 26 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 26 (平成 27 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 7. 24 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授